

答申第196号
令和4年11月18日

佐賀市長 坂井 英隆 様

佐賀市個人情報保護審査会
会長 井上 亜紀



佐賀市個人情報保護条例第9条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第9条第1項の規定に基づき、令和4年11月4日付け佐市公支第56号により諮問がありました「公民館予約システムによる電子計算機処理の開始について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。